3・4　（略）

5　財務企画調整官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　道路運送に係る助成に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること（技術・環境政策課の所掌に属するものを除く。）。

（安全監理室及び保障事業室並びに企画調整官、危機管理官、事故防止対策推進官、自動車安全監査官、訟務官及び被害者保護企画調整官）

第八十七条　（略）

2　安全監理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　道路運送の安全の確保に関する基準についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること（安全・環境基準課の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

3～6　（略）

7　危機管理官は、道路運送に関する危機管理に関する事務（安全・環境基準課及び安全監理室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

8　事故防止対策推進官は、道路運送に関する事故の防止に係る企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（安全・環境基準課及び安全監理室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

9～13　（略）

（削る）

3・4　（略）

5　財務企画調整官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　道路運送に係る助成に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること（環境政策課の所掌に属するものを除く。）。

（安全監理室及び保障事業室並びに企画調整官、危機管理官、事故防止対策推進官、自動車安全監査官、訟務官及び被害者保護企画調整官）

第八十七条　（略）

2　安全監理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　道路運送の安全の確保に関する基準についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること（環境政策課の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

3～6　（略）

7　危機管理官は、道路運送に関する危機管理に関する事務（環境政策課及び安全監理室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

8　事故防止対策推進官は、道路運送に関する事故の防止に係る企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（環境政策課及び安全監理室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

9～13　（略）

（地球温暖化対策室並びに次世代自動車推進官及び自動車使用適正化対策官）

第八十八条　環境政策課に、地球温暖化対策室並びに次世代自動車推進官及び自動車使用適正化対策官それぞれ一人を置く。

2　地球温暖化対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全に関する事務のうち地球温暖化の防止に関すること（審査・リコール課及び整備課並びに次世代自動車推進官の所掌に属するものを除く。）。

二　道路運送車両の使用に関する事務のうち環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。）に関すること（自動車使用適正化対策官の所掌に属するものを除く。）。

3　地球温暖化対策室に、室長を置く。

4　次世代自動車推進官は、道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全に関する事務のうち次世代自動車の開発及び普及に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（審査・リコール課及び整備課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5　自動車使用適正化対策官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全に関する事務のうち運行の用に供した車両による公害の防止に関すること（審査・リコール課及び整備課の所掌に属するものを除く。）。

二　道路運送車両の使用に関する事務のうち公害の防止に関すること。